

平成 20 年度信託相談所取扱状況

信託相談所では、信託を利用するお客様からの信託業務等に関する相談・照会に応じています。また、信託業務等に対する苦情を受け付けて円満な解決を図るように努めています。

平成 20 年度の信託相談所取扱状況の概要は次のとおりです。

(1) 取扱件数

平成 20 年度の取扱件数は 850 件となり、前年度 (777 件) に比べて増加しました。

このうち、相談・照会件数は 822 件 (前年度 757 件) でした。その内訳をみますと、信託業務 34.1% (前年度 36.7%)、併営業務 16.8% (前年度 12.7%)、銀行業務 7.9% (前年度 5.9%)、その他 41.2% (前年度 44.6%) となっています。

また、苦情は 28 件 (前年度 20 件) でありました。その内訳は信託業務が 2 件 (前年度 1 件)、併営業務が 13 件 (前年度 7 件)、銀行業務が 13 件 (前年度 12 件) となっています。

(2) 相談・照会の主な内容

本年度の特徴としては、株券の電子化や預金等の金融商品の安全性に関する照会が多数寄せられたことが挙げられます。

また、信託業務の相談・照会を商品別に多い順にみますと、重度心身障害者の生活の安定確保のための「特定贈与信託」、保有する不動産の有効活用を図るための「不動産の信託」、信託財産を公益活動の目的に出捐する「公益信託」、貯蓄商品である「金銭信託・貸付信託」となっています。

相談・照会の主な事例

(ア) 信託業務

(金銭信託・貸付信託)

- ・ 信託を使って、定期的に金銭の給付を受けることは可能か
- ・ 古い信託総合口座通帳の残高を確認することは可能か
- ・ 外国為替委託証拠金は信託により保全されているのか

(不動産の信託)

- ・ 不動産の信託の委託者が倒産した場合、競売や差し押さえを受けることになるのか
- ・ 不動産の登記簿に「信託登記」とあるが、これはどのような

内容か

- ・土地信託で金融機関から資金を借り入れた場合、信託財産に抵当権は設定されるのか

(公益信託)

- ・設定中の信託目的の範囲を拡大したいが、可能か
- ・委託者が死亡または契約が終了した場合、信託財産はどうなるか
- ・信託運営委員会の委員名簿は官報に掲載しなければならないか

(特定贈与信託)

- ・信託財産は不動産でも設定可能か
- ・契約を締結する際に、成年後見人は必要か
- ・受益者への給付額は何に基づいて決まるのか

(イ). 併營業務

(遺言・相続関連業務)

- ・公正証書遺言の財産の内容の変動や相続人が死亡した場合、公正証書遺言は作り直さなければならないか
- ・公正証書遺言の中で「遺言執行者は必要と判断したときは第三者にその一部を委ねることができる」とあるが、どのような意味か
- ・後継ぎ遺贈型の受益者連続信託において、第三次受益者に自然人ではなく法人を定めることは可能か

(証券代行業務)

- ・株券電子化後、株の配当金受取方法は変わったのか
- ・株式電子化後に株券を売却するにはどうしたらいいか
- ・株の配当金は3年を経過したら受領できないか

(ウ). その他

- ・信託できる財産は信託法においてどのように定められているのか
- ・倒産隔離とは、信託法の何条に定められているのか

苦情の主な事例

- ・企業年金に加入していたが、一時金を受け取ることになり信託銀行から振込みの時期を知らせてきた。しかし、その振込み日が2度にわたり遅れたが、遅れた理由について説明がなかった。

- ・遺言執行を依頼した信託銀行に対し「相続財産を現金にして欲しい」と伝えていたが放置され、その後の株価下落により多額の損害を被った。
- ・平成 19 年に、定期預金が満期になったので投資信託の説明を聞こうとしたところ、担当者から十分な説明がないまま投資信託の購入契約をさせられてしまった。契約を取消して元本を返して欲しい。

(3) 弁護士会「仲裁センター」利用の状況

信託協会に加盟している信託銀行、信託会社等に対する個人のお客様からの苦情の解決に向け、公正、迅速に対応することを目的として、信託協会は東京の 3 弁護士会の仲裁センターの利用の提携を行っており、平成 20 年度中の利用は 2 件ありました。

(4) その他

信託相談所の運営について、外部有識者から意見を聴取し運営の改善に役立てる「信託相談所運営懇談会」を 2 回開催しました。

以 上